

(議長)

日程第16、議案第8号、江差町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第9号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、及び、日程第18、議案第10号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括して、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第8号、江差町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第9号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、並びに、議案第10号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。平成30年人事院勧告に基づき、関係する3つの条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第8号から10号迄の、3議案について、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは、私の方から、補足説明をさせていただきます。

例年、改正をさせて頂いております、給与条例等でございますけれども、人事院勧告に伴う、給与法改正法案が11月28日に可決成立し30日に施行となりましたことから、条例改正の提案をさせて頂きました。最初に、議案第10号の職員の給与条例の方からまずは、説明させていただきます。

追加議案書では、5頁になります。5頁以降になります。資料につきましては、資料No.2の2頁以降、給与改定等の概要と新旧対照表となります。今回の改正では、給料表を平均0.16%、勤勉手当の支給率を年間100分の5、宿直手当を200円、それぞれ、引き上げる内容となっております。給料表では、議案書6頁以降の別表第1の通り、改め

まして同時に、独自削減のための８頁以降の不足別表第１も同様に改正を行い、３０年４月１日に遡及して摘要させるものでございます。なお、今回の改正条例では、施行期日が異なりますことから、第１条と第２条の更正で提案してございますけれども、議案書１０頁の第２条につきましては、平成３１年４月１日からの施行となりまして、期末、期末手当においての６月期、１２月期の支給期を平準化するための、改正となっております。なお、この手当、期末手当の支給率の平準化につきましては、議員の皆さん、及び３役も同様となっているところでございます。

次に、追加議案書１頁に戻ります。議案第８号の議員に対する報酬等の改正ですが、ただ今の説明の通り職員の給与条例同様に、期末手当においての６月期、１２月期の支給率を平準化する内容となっております。

最後に、追加議案書の３頁、議案第９号の特別職としての、町長、副町長、教育長に対する期末手当支給率の引き上げについての改正でございます。町３役の期末手当支給率につきましては、職員で言う期末勤勉支給率の合算となっておりますことから、職員同様に支給率を年間１００分の５引き上げた上で、６月期、１２月の支給率を平準化すると内容となっているところでございます。

以上、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第８号、江差町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、議案第9号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、議案第10号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第19、議案第11号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第7号)について、日程第20、議案第12号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、日程第21、議案第13号、平成30年度江差町介護保険会計補正予算(第3号)について、及び日程第22、議案第14号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括して、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第11号、平成30年度江差町一般会計補正予算

(第7号)について、議案第12号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、及び議案第13号、江差、失礼致しました。平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、並びに、議案第14号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、でございます。今回の補正の内容につきましては、人事、人事異動に伴う、人件費の増減や平成30年人事院勧告に伴う、給与及び手当の改正による人件費の増減による、補正予算となっております。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第11号から14号迄の、4議案について、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、私の方は一般会計の方となります。議案書その2の方の13頁をお開き願いたいと思います。人事院勧告に基づく給与等の改定、及び機構改革、並びに人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。職員人件費等につきましては、事業名の職員人件費等については、一般会計に係る、職員分としての議会費から教育費迄の総計でございまして、こちらの方は、総額382万8千円となっております。以下同様の理由から、それぞれ補正致します、特別会計の繰出しでございまして、国保会計繰出しでは7万7千円、介護保険会計繰出しでは、17万6千円、公共下水道会計におきましては、4万2千円、公共下水道会計繰出しでは、4万2千円、補正するものでございます。補正額合計と致しましては、411万、412万3千円、全額一般財源となります。

一般財源は以上でございます。

(議長)

はい、「健康推進課長」

「健康推進課長」(補足説明)

国民健康保険費特別会計補正予算についてご説明、致します。議案書その2、31頁補正表構成表をお開き下さい。人事院勧告に基づく給与改定によるもので、補正額は職員人件費7万7千円で、財源につきましては、全額一般会計費でございます。

宜しく申し上げます。

(議長)

はい、次に「高齢あんしん課長」

「高齢あんしん課長」（補足説明）

私より、議案第13号、介護保険特別会計の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。議案書その2の45頁の予算構成表をお開き下さい。本特別会計におきましても、人事院勧告に基づきます給与等の改定及び人事異動に伴います職員人件費の補正でございまして、補正額は17万6千円となっております。財源につきましては、全額一般会計からの繰入金となっております。

以上、説明、終わります。宜しくお願い致します。

（議長）

次に、「建設水道課長」。

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、私の方から、議案第14号、公共下水道特別会計の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。議案書その2、59頁の予算構成表をお開き下さい。

公共下水道特別会計につきましても、同様に人事院勧告に基づきます、給与等の改定に伴う補正でございまして、職員人件費4万2千円を増額するものでございます。財源につきましては、全額一般会計からの繰入金となるものでございます。

以上が説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号、平成30年度江差町一般会計補正予算（第7号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、議案第12号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、議案第13号、平成30年度江差町介護保険会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、議案第14号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第23、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、を議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」  
議長。

(議長)  
「町 長」。

「町 長」(提案説明)

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、でございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査会委員に、檜山郡江差町字陣屋町308番地48、若濱 博氏、昭和23年5月2日生まれ、70歳を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう、宜しく申し上げます。

(議長)  
以上で提案理由の説明が終わりました。

(議長)  
お諮りします。  
本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思  
いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)  
異議なしと認め、直ちに採決致します。  
同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、江差町字陣屋町308番の  
48、若濱 博氏、昭和23年5月2日生まれ、70歳を固定資産評価審査委員会委員と  
して選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)  
起立全員であります。  
よって、同意第1号については、原案の通り同意することに決定しました。

(議長)  
日程第24、陳情第1号、宿泊施設誘致に関する陳情についてを、議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配付の通り陳情文書表の通り、議会運営員会に、を、開催し、会議規則第93条の規定により、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、陳情第1号については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。